

## 19. 試験の合格発表

**合格発表日 令和3年1月29日(金)**

合格発表日に、本財団から本人あてに合否の通知を発送します。欠席の場合、合否通知はありません。  
また、国土交通省各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局に、当該地区で受験した合格者の受験番号を掲示します。

本財団では、全地区の合格者の受験番号を閲覧できるほか、本財団ホームページに午前9時から2週間、合格者の受験番号を公表します。

- 注1 2月5日(金)を過ぎても合否通知が届かない場合は、速やかに本財団にご連絡ください。
- 注2 実地試験の正答内容について、一部業者(ゼミ屋等)が模範解答を配布したり、採点結果と称して、得点結果を通知しているところがありますが、これらは、本財団とは全く関係ありません。
- 注3 試験結果・合否内容等に関するお問い合わせには、一切応じられません。

## 20. 住所・氏名・本籍・受験地の変更(訂正)手続き

申込書を送付後、書類送付先住所、氏名、本籍、受験地の変更がある場合は、最終ページの「住所・氏名・本籍・受験地変更(訂正)届」をコピーして必要事項をご記入のうえ、簡易書留郵便またはFAX(03-5473-4597)で本財団に送付してください。

(FAXの場合は、必ず本財団に着信の確認をしてください。TEL:03-5473-1581)

※お電話の際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

- 注1 氏名変更の場合  
変更届に戸籍抄本を添付し簡易書留郵便で送付してください。
- 注2 書類送付先住所変更をする場合  
書類送付先として設定してある住所を変更したい時のみ必要です。(勤務先等を書類送付先に行っている場合で、自宅を転居したとき等は届出不要)
- 注3 受験地を変更する場合  
変更届を試験日の10日前(必着)までに、簡易書留郵便またはFAX(03-5473-4597)で申請してください。変更を認めた方には「受験地変更許可書」を送付しますので、指定された会場で受験してください。なお、試験日の5日前までに受験地変更許可書が届かない場合は、速やかに本財団(TEL:03-5473-1581)までご連絡ください。連絡がない場合は、欠席扱いとなりますのでご注意ください。受験地の変更には受入定員があります。定員に達した場合は、受験地変更をお受けできませんのでご了承ください。

## 21. 技術検定合格証明書の交付申請手続き

**交付申請受付期間 令和3年1月29日(金)～2月12日(金)**

実地試験の合格者で、国土交通省に技術検定合格証明書の交付申請手続きをされた方には、国土交通大臣から「2級技術検定合格証明書」が本人に交付されます。詳しくは、合格通知書をご覧ください。

(交付予定日:3月中旬)